

第 24 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 11 月 19 日 (水) 午後 1 時 30 分
会 場 市役所本庁舎 第 1 会議室

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会長	19 番	京野 貞夫			
会長職務代理者	18 番	木戸 賢治			
委員					
1 番	鈴木 隆	2 番	大津 康男	3 番	菊地善一郎
4 番	二瓶 崇	5 番	高野 進	6 番	菅井 大輔
10 番	武藤 常雄	11 番	小林 博行	12 番	小沢 勝則
13 番	小林千代松	17 番	庄司 英喜		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

7 番	齋藤 澄子	8 番	山口 久人	9 番	木村富士男
14 番	横山 敏光	15 番	佐藤 光伸	16 番	渡部 信夫

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 53 号 会務報告について

報告第 54 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 55 号 専決処分の承認を求めることについて

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

- 議案第 131 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 132 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 133 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第 134 号 荒廃農地の非農地判断について

8. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岩下正勝
- 次長兼農地係長 小林孝昭
- 農政係長 大竹秀樹
- 熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
主事 庄司智哉
- 塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
副主査 高橋健治
- 山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
主事 佐藤瑠香
- 高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
技査 若菜広

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は、お忙しいところ、また初雪となり寒い中、第24回農業委員会総会にご出席をいただきまして、大変ご苦労様でございます。毎日報道されています米の価格ですけども、毎週価格が高騰しているということで、今は銘柄米の主食用米が 5 kg で 4,500 円を超えていっているということになっています。資材の額が高騰しているということに伴って、価格が上昇しているかと思います。そういうことで、業者が買い控えをして、なかなか新米の売れ行きが思わしくないという状況です。今年は豊作でもあるということ

で、春先あたりから価格が下がって来るのではないか、という大学の教授の予想ですが、どの様になるか皆さんも注視をして見ていただきたいと思います。また、11月ということで11月6日に県下農業委員会大会ということで、今日までかなり行事が重なって参りました。皆さんには大変ご苦労をおかけしました。本当にご協力とご理解、ご足労をおかけしました。また、今月末には農業者年金の加入推進ということで、12月いっぱい予定されていますので、併せてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。日頃の最適化推進活動等についてもよろしくお願ひしたいと思います。

本日の総会には、報告3件、議案4件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(開　　会)

○議長

欠席委員は、7番 斎藤澄子委員、8番 山口久人委員、9番 木村富士男委員、14番 横山敏光委員、15番 佐藤光伸委員、16番 渡部信夫委員であります。

なお、理由等については体調が悪いということで、まだ療養しなければならないという方が2名おりました。2名の方は認定農業者協議会の研修ということで、日程が重なってしまったために2名の方が欠席となっております。あと2名の方については所用ということでありますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

定足数に達しておりますので、これより第24回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、10番 武藤常雄委員、11番 小林博行委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第53号 会務報告について」、「報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第55号 専決処分の承認を求めるについて」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第53号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔6件を朗読、説明。〕

報告第55号 専決処分の承認を求めるについて

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第55号 専決処分の承認を求めるについて、No.1については、
17番 庄司英喜委員、No.2については、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、
並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

[報告第55号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明]

17番庄司英喜です。農業経営基盤の強化促進に関する計画変更に係る意見聴取の専決処分案件No.1について、実情並びに現地調査の結果について報告をさせていただきます。令和7年10月30日、木曜日の午前9時ごろから土地所有者の〇〇〇さん、事業計画者の〇〇〇さん、双方の代理人であります〇〇〇行政書士の立ち会いのもと、鈴木幸男推進委員と私、事務局の小林次長と共に現地調査並びに聞き取り調査を行ないました。事務局から申請内容の説明の後、代理人である〇〇〇行政書士から現地の状況説明を受けました。計画者は、備考にもありますが、〇〇〇町で電気工事業を営んでおり、以前に所有者からこの申請地の隣にあります自宅を譲り受けた経緯もありますし、事業の拡大に伴い新たに倉庫を新築し、併せて社員の駐車場も確保したいとのことから、譲り受けた宅地の側にある所有者の土地を活用させてほしいとの思いからの申請であります。現地は登記上では畠と田んぼですが、現況は畠になっておりました。渋井集落の東側にだいぶ前に新たにバイパスが整備されましたことに伴いまして、今まで家の前の狭い場所を利用して車の乗り降りをして来たところですが、現在は道路の改修に伴い、畠の一部に敷砂利をして出入りをして来たということであります。事業計画者が倉庫や駐車場を確保するためにも今回の申請が必要となりました。今後は地域計画からの除外や土地改良区に対する決済金の手続きを経て、速やかに対応しますということを代理人の行政書士から話がありました。なお、申請地は周辺には指摘した以外の特に問題となるような農地はなく、今回の農地転用、所有権移転には特に支障の

ないものと判断をいたしました。なお、付属資料の1番のところの申請地ということで赤い印になっておりますが、バイパスで誰が見ても道路なんですけども、皆さんがお持ちのタブレットで後で検索をしていただきますと、所有者は喜多方市ということで田んぼというような状況があります。多分手違いとは思えませんが、こういったことも見られましたので、現地調査の際にはタブレット等でその辺の周りの状況も確認されたら良いのではないかということを併せて報告をして終わりとします。

○二瓶崇委員

[報告第55号のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

4番二瓶です。同じく案件No.2について、ご説明申し上げます。10月30日午前9時より、申請人の〇〇〇さん、土地家屋調査士の〇〇〇さん、大竹推進委員と私、事務局の高橋副主査立ち合いのもと現地調査を行ないました。申請地は、申請人の父の〇〇〇氏がこの計画図にもあります通り、甲4番2の宅地と、甲5番2の畠にまたがって昭和46年に住宅を建設しました。その際、農地転用の許可申請をしていなかったことが、今般リホームすることにより判明いたしまして、顛末書付きの申請となったものでございます。周辺は宅地で農地はなく、南側は県道に接しております。雨水は地下浸透、合併浄化槽による処理水は東側の水路に放流いたします。よって、今後も何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第53号から報告第55号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林委員。

○小林千代松委員

13番小林です。9ページの案件No.2の付属資料は4ページ、この地図と表を見ますと410m²になっていますが、どこまでが申請地か、9ページです

と面積が57m²ですが、どこの部分が57m²なのか、はっきりとした場所がわからぬので教えていただきたい。

○議長

はい、事務局

○事務局

案件No.2のご質問についてですが、土地利用計画図の方が分かりずらくて申し訳ありません。まず、今回の申請地の大町甲5-2、畠57m²、こちらの登記面積が57m²になるんですが、実際今回の転用申請を行う際に実測したところ大町甲5-2の畠については、222.9m²あったというところと、隣の大町甲4-2の宅地につきましては、登記簿面積29.25m²となっておりますが、実測を行ったところ187.89m²あったというところから、この土地利用計画図の表につきましては、その実測値を基にしまして、面積を記載してございます。わかりずらくて申し訳ありませんが、内容自体はこういった経過でございます。

○議長

小林委員、よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第53号から報告第55号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第53号から報告第55号までは了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第131号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[権利設定1件、所有権移転3件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、11番 小林博行委員、所有権移転のNo.1については、14番 横山敏光委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。No.2については、4番 二瓶崇委員、No.3については、11番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林博行委員

[権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明]

11番小林です。農地法第3条権利設定の案件No.1でございますが、先月の10月の総会で専決処分の協議を得た案件であります。今回は権利設定について、議案としてあがっておりますので、再度説明申し上げたいと思います。去る9月25日の午前9時より現地調査並びに実情調査を実施いたしました。立ち合い者は地主の〇〇〇さん、事業計画者の〇〇〇の開発担当の〇〇〇さん、私と推進委員の須田さん、事務局の高橋副主査で行いました。本件の場所は〇〇〇、〇〇〇地区の山間部に位置しております、〇

〇〇事業の開畠地区であります。幹線道路の舗装道路沿いにありまして、見晴らしの良いところであります。辺り一帯がそば作付け団地になっておりまして、周辺に水田はありません。申請地は畑で草刈り済であります。区画は四角形になっておりまして、条件の良いところであります。営農型太陽光発電事業ということであります。その設備につきましては、パネル160枚の支柱が高さ3m80cm、幅4m50cm、間隔が5m50cmの間隔で支柱が建つことになります。1年間で30世帯の電気が供給されるということであります。そして、その支柱の下にはそばの作付けを計画しており、営農型のパネル設置となっており、〇〇〇さんがそばの栽培をすることになるわけでございます。以上のような内容で周辺には支障を及ぼすことなく、問題なしと判断をいたしました。以上です。

○事務局

[所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明]

農地法第3条所有権移転の案件No.1について、横山委員より現地調査の報告書を預かっておりますので、代読させていただきます。去る11月14日午前9時半ごろ譲受人の〇〇〇さんのご自宅、また譲渡人の〇〇〇さんにつきましては、同日午後6時ごろ電話で聞き取りを行ないました。この案件につきましては、〇〇〇さんは今年6月、母の〇〇〇さんが亡くなつたことにより、農地を相続したものでございますが、現在は〇〇〇県に在住ということで、耕作管理が出来ないことから30年以上貸し借りにより耕作している〇〇〇さんに無償譲渡をするといった内容でございます。〇〇〇さんの方につきましては、父の〇〇〇氏が亡くなり母の〇〇〇さんが認知症を患い介護施設に入所した後、姉妹3人と共に実家の宅地等の売却を行ない、実家のあるこちらの不動産などの整理をしていたところでございます。それで最後に残ったのが農地ということで、母親の〇〇〇さんが亡くなつたことを期に農地を放棄したいということで、〇〇〇さんが〇〇〇さんと協議を行いまして、今回の所有権移転になったものでございます。本申請につきましては、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理が

なされるものと判断いたしました。以上、報告を終わります。

○二瓶崇委員

[所有権移転のNo. 2について、現地調査の結果並びに補足説明]

4番二瓶です。同じく、農地法第3条所有権移転の案件No. 2について、ご説明申し上げます。去る11月11日午前9時から譲渡人の〇〇〇さんは、遠方により電話にて確認いたしました。譲受人の〇〇〇さん立ち合いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは兄弟でございます。また、昨年も同じ様な内容の申請があり、今般の申請も税金対策のため分割して贈与するものであります。現在も〇〇〇さんが耕作管理しております、本件に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことではなく、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

[所有権移転のNo. 3について、現地調査の結果並びに補足説明]

11番小林です。同じく案件No. 3について、申し上げます。去る11月8日午前9時より現地調査並びに実情調査を実施いたしました。申請地は、2人共有地の畠となっております。立ち合い者は、2人共有者のうち譲受人の〇〇〇さん、譲渡人の〇〇〇市在住の〇〇〇さんは都合によりまして、欠席がありました。〇〇〇さんと私の2人で確認を行いました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは親戚関係にあります。本件の場所は〇〇〇の〇〇〇地区の山間部に位置しております、〇〇〇事業で開畠された地域にあります。申請地には、そばが作付けされていました。〇〇〇村の農家に無償で貸し付けしているとのことありました。〇〇〇在住の〇〇〇さんは、高齢であることから権利の整理をしたい旨、〇〇〇さんに以前より相談されており、持ち分1／2を譲受人の〇〇〇さんに権利移転をしてすっきりいたたく、この度申請に至ったということあります。対価につきましては、無償であります。なお、欠席の〇〇〇さんにつきましては、本日の内容について〇〇〇さんより報告の依頼をいたしました。以上のような内容であ

りまして、周辺農地には支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第131号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第131号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第131号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.2については、2番 大津康男委員、所有権移転のNo.1については、13番 小林千代松委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

また、所有権移転のNo.2については、9番 木村富士男委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。

なお、権利設定のNo.1については、先月開催した第23回総会において、「報告第52号 専決処分の承認を求めることについて、No.1」で現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○大津康男委員

[権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

2番大津です。農地法第5条権利設定の案件No.2について、ご報告いたします。去る10月20日午前9時より、現地確認をいたしました。立ち合い人として、設定人の〇〇〇氏、行政書士の〇〇〇氏、塩川総合支所から高橋副主査、大堀推進委員、私で行いました。転用の目的は事業拡大、申請地の南側にも牛舎を有しております、肉牛の飼育のし易い土地であり、既存施設の利用による利便性などを考慮し、土地を選定したということです。現在、約160頭の肉牛を生産する畜産業者であります。現状、車両や機材を保管しておく場所がなく、作業用の通路や藁小屋にこれらを保管しており、作業に支障をきたしているため、車両・機材置場も確保したいという理由です。申請地は、土地改良区の地区外であり、よって本案件には問題ないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

[所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明]

13番小林です。農地法第5条の所有権移転の案件No.1について、報告いたします。去る11月10日午前9時15分ごろより、設定人、被設定人は共に欠席ということで、代理人の〇〇〇の〇〇〇さんが立ち合いました。事務局から小林次長、木村委員と私、立ち合いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。現況は、畑で北側は道路に面しており、3方は住宅が隣接していました。周囲の住宅と比べ高さが高いために高さを合わせ北側

の道路に傾斜を付けて、土砂の流出を防止して宅地を造成するとのことでした。住宅建築については未定であり、隣接する農地はありません。よって、周辺に影響を及ぼすことはないと判断をいたしました。以上です。

○事務局

[所有権移転のNo. 2について、現地調査の結果並びに補足説明]

それでは、木村委員より報告書を預かっておりますので、代読いたします。農地法第5条の所有権移転の案件No. 2について、補足説明いたします。去る11月10日午前9時30分ごろから、譲受人の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士、小林委員、事務局から小林次長、私の5名で現地確認、聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは欠席でした。本案件は顛末書付の案件です。〇〇〇さんと〇〇〇さんは親戚関係にあります。令和4年に住宅を建て替える際に建築メーカーから玄関前の南側の駐車場として利用している土地は、所有者が〇〇〇さんで地目も田であることが判明したところですが、その当時どの様に対応していいかわからず、つい今となってしまったということでございました。周囲の状況的には、南側及び西側も水路になっており、周りに迷惑をかけることはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第132号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第132号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第133号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）33件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第133号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第133号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第133号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第134号 荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[1件を朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第134号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第134号について、原案のとおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第134号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第24回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉会) 14:43